

安全な I o T システム創出のためのセキュリティワーキンググループ（仮称）
の設置について

平成 28 年 10 月 31 日
研究開発戦略専門調査会会長決定

- 1 I o T システムのセキュリティに関する具体的な推進方策について検討するため、研究開発戦略専門調査会の下に、安全な I o T システム創出のためのセキュリティワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。
- 2 WG は、安全な I o T システムを創出するため、そのセキュリティに関する標準化を含む体系及び制度等について、調査検討を行う。
- 3 WG の委員は、2 に掲げる事項について優れた見識を有する者であって内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターのセンター長が委嘱した者とする。
- 4 WG に主査を置く。WG の主査は、その委員の互選により決する。
- 5 WG の主査は、必要があると認めるときは、WG の委員以外の者に対し、WG の会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
- 6 WG の庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 WG は、その設置に係る調査検討が終了したときは、廃止されるものとする。
- 8 前各項に掲げるもののほか、WG の運営に関する事項その他必要な事項は、WG の主査が定める。

ⁱ Internet of Things の略